

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号ア(ア) a 中「新たにドクターカーを導入する」を「ドクターカーを運行する」に改め、同号ア(ア) b (a)を次のように改める。

(a) 甲の役割

ドクターカーの維持管理を乙及び関係町村と共同して行い、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第2条 原協定第3条第1号ア(イ) a 中「、周産期医療施設である八戸市立市民病院及び五戸総合病院の産科機能を維持・充実させるとともに」を削り、同号ア(イ) b (a)を次のように改める。

(a) 甲の役割

乙に対して、ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児の円滑な受入に必要な情報を提供する。

第3条 原協定第3条第1号イ(イ) a 中「という。）」の次に「等」を加え、同号イ(イ) b 中「高齢者福祉合同研修会」を「高齢者福祉合同研修会等」に改め、同号イ(ウ) a (a) 中「発達障がいに関する」を「障がい者福祉サービスの向上に資する」に、「発達障がい合同研修会」を「障がい者福祉合同研修会」に改め、同号イ(ウ) a (b) 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号イ(ウ) b 中「発達障がい合同研修会」を「障がい者福祉合同研修会」に改め、同号ウ(イ) a 中「八戸市南郷そば振興センターの施設を拡充し」を「八戸市南郷そば振興センターを」に改め、同号ウ(イ) b (a) 中「八戸市南郷そば振興センターの施設を拡充し」を「八戸市南郷そば振興センターを」に、「供するとともに、施設の拡充に要する」を「供することとし、必要な」に改め、同条第2号イを削り、同号ウ(ア) 中「甲の東京事務所を活用した地域情報の発信」を「移住の促進」に改め、同号ウ(ア) a 中「、甲の東京事務所を活用して」を削り、同号ウ(ア) b (a)を次のように改める。

(a) 甲の役割

(i) 圏域内の観光、雇用、住環境等に関する情報を発信する体制を強化するとともに、甲の東京事務所を窓口として、各種情報を発信する。

(ii) 乙と協力して、圏域出身者を含めたUJIターン希望者等を対象とした

各種相談業務を強化するとともに、甲の東京事務所を窓口として、各種相談業務を行う。

第4条 原協定第3条第2号ウ(イ) a 中「三八地方農業観光振興協議会（以下「協議会」という。）の運営体制を整備する」を「圏域内各市町村が実施する取組の連携を強化する」に改め、同号ウ(イ) b を次のように改める。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 甲の区域内のグリーン・ツーリズムに関する受入体制を整備するとともに、乙と協力して、圏域内の連携を強化する。

(ii) 甲の東京事務所を窓口として、圏域内におけるグリーン・ツーリズムに関する各種情報を発信するとともに、同事務所にグリーン・ツーリズムの受入窓口を設置する。

(b) 乙の役割

(i) 乙の区域内のグリーン・ツーリズムに関する受入体制を整備するとともに、甲と協力して、圏域内の連携を強化する。

(ii) 乙の区域内におけるグリーン・ツーリズムに関する各種情報を甲に提供する。

第5条 原協定第3条第2号ウ中(ウ)を削り、(エ)を(ウ)とし、同号中ウをイとし、エをウとし、同条第3号ア b (a) (iii) 中「八戸大学」を「八戸学院大学」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月20日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美